

## 意見書

平成23年10月28日

〒100-8915

東京都千代田区霞が関3-4-3

特許庁 審査業務部 商標課 商標審査基準室 御中

日本弁理士会

第1商標委員会委員長 中村 仁

日本弁理士会商標委員会より「類似商品・役務審査基準【国際分類第10版対応】(案)」に対して、下記のとおり意見を提出いたしますので、よろしくご検討をお願いいたします。

### 記

#### 1. 改正の意図などについて

(意見の内容)

- (1) 第5類「サプリメント」を認めるというように、従来の取り扱いを大きく変更する部分については、個別に改正理由を説明すべきである。
- (2) 第35類「広告業」を認めているが、従来認められていない「～業」(建設業、金融業など)の表示を「広告業」のみで認める理由、他の「～業」は認めら得るか否かについて説明すべきである。

(理由)

- (1) 改正案は、第9版から大きく変わっている。これは、個別の商品役務表示や類似群コードについてだけでなく、従来とは基本的な考え方を変更しているのではないかとと思われるようなものも含まれる。

例えば、いわゆる健康補助食品について、現在、原材料、形状などを特定した商品表示しか認められておらず、第10版については、第29類、第30類で「～栄養補助食品」を認めるという説明しかされていないと理解しているが、改正案では、第5類「サプリメント」が認められている。

これは、ユーザーにとって便利で有益な改正であるかもしれないが、従来の取り扱い、説明とは大きく異なるので、その理由について説明し、事前にきちんと理解を得るべきである。

これに対して、知的財産高等裁判所の判決において、「〇〇及びこれに類似する商品」の審決が確定した場合に登録商標の効力の及ぶ指定商品の範囲が客観性を欠き法的安定性を害する等の理由から是正すべきとの附言があり、これを受け、特許庁は、平成20年9月に「商標登録の取消・無効審判の請求の趣旨中「〇〇及びこれに類似する商品」の表示は認めないと公表している。

このような経緯からすると、登録において、「ただし、〇〇及びその類似商品を除く。」という記載を認めると、権利範囲が不明確な権利を創設してしまうのではないかと懸念が生じる。

したがって、このような記載の可否については、従来の取り扱いにこだわらずに、あらためて検討する必要があると考える。

#### 4. 備考類似について

備考類似について、「原則としてクロス・サーチは行わないが、情報提供等が行われた場合等については、可能な範囲でクロス・サーチを行います。」とあり、これは現行の運用と変わらない。

商品役務の類否判断は、出願人はもとより、先行商標権者、第三者にも重大な影響を与えるものであるため、備考類似の適用の予測可能性を担保するため、「情報提供等が行われた場合等」というのが、情報提供、異議申立、無効審判のように第三者からの請求によるものに限るのか、職権でも行い得るのかについて、明確にすべきである。

#### 5. 個別の内容について

各商品・役務については、別紙「各分類についての個別意見」にて意見を述べる。

以上

※ 本意見の内容に関するお問い合わせは、下記の意見等連絡先までお願い申し上げます。

記

[担当者] 日本弁理士会 事業部 業務国際課 花田 茜  
[住所] 〒100-0013 東京都千代田区霞が関三丁目四番二号  
[電話番号] 03-3519-2307  
[FAX番号] 03-3581-9188  
[電子メール] [a.hanada-jpaa@nifty.com](mailto:a.hanada-jpaa@nifty.com)

以上

「類似商品・役務審査基準」に対する意見

別紙3  
意見提出用の様式

意見提出者(氏名・名称): 日本弁理士会

(連絡先): 03-3519-2307 (担当: 花田)

項番	商品・役務品	区分	現行類似群コード	御意見の概要(※必須)	理由(※必須)	資料番号
	植物成長調整剤類	1	01B01	改正案では、類似群コードが6桁の「01B012」と記載されている。「01B02」に修正すべき。	誤記と思われる。	
	腐食防止剤	2	01A01	「腐食防止剤」について例示表示、または、商品の範囲についてご説明頂きたい。	例えば、IPDL「商品・役務名リスト(第9版)」では、「第1類 水耕栽培・生け花用の水腐敗防止剤 01A01」の商品表示が公表されている。新しく追加される「第2類 腐食防止剤 01A01」に、この商品が含まれないとするならば、「腐食防止剤」と「水耕栽培・生け花用の水腐敗防止剤」の相違が不明瞭になると思われる。従って、「腐食防止剤」について例示表示、または、商品の範囲についてご説明頂きたい。	
	化粧品	3	04C01	化粧品の例示として、「ヘアコンディショナー」も記載すべき。	「ヘアーリンス」と「ヘアコンディショナー」は効能が異なり、「ヘアーリンス」の中に「ヘアコンディショナー」が含まれるかが不明瞭である。また、昨今では、「ヘアーリンス」よりは「ヘアコンディショナー」がシャンプーとのシリーズで販売されることが多いことからしても、明示すべきと考える。	
	せっけん類	3	04A01	(備考)欄の表記を、「シャンプー」は、「ヘアーリンス」、「ヘアコンディショナー」、「ヘアートリートメント」に類似すると推定する。と記載すべき。	「シャンプー」については、同じ商標を付したシリーズとして、「シャンプー」「ヘアーリンス」「ヘアコンディショナー」「ヘアートリートメント」が販売されるのが一般的である。	
	化粧品	3	04C01	(備考)欄の表記を、「ヘアーリンス」、「ヘアコンディショナー」、「ヘアートリートメント」に類似すると推定する。と記載すべき。	理由は上記の通り。	
	燻蒸剤(農業に当たるものに限る。)殺菌剤(農業に当たるものに限る。)殺くそ剤(農業に当たるものに限る。)殺虫剤(農業に当たるものに限る。)除草剤防虫剤(農業に当たるものに限る。)防腐剤(農業に当たるものに限る。)	5	01B02	概念として「農業(類)」を設けて、その下位概念として燻蒸剤等を規定すべき。	第5類に「薬剤(農業に当たるものを除く。)」という記載があるにもかかわらず、「農業」という決まった商品記載がないのは分かりづらい。	
	おむつ おむつかバー	5	17A10	紙おむつを第5類として、布おむつ、おむつかバーは25類や24類に分類すべき。	紙おむつは薬局などで販売され、製紙会社等が製造しているが、布おむつは衣料メーカーや繊維メーカーが製造し、衣料品や乳幼児用品を扱う百貨店の売り場等で販売されている。よって、両者を一緒に扱うのは問題があると思われる。	

「類似商品・役務審査基準」に対する意見

別紙3

意見提出用の様式

項番	商品・役務品	区分	現行類似群コード	御意見の概要(※必須)	理由(※必須)	資料番号
	かばん金具, がま口口金, 蹄鉄	18	13C01	18類の洋傘金具, 25類の靴くぎ等, げた金具, 26類の靴はとめ等との備考類似をはずすべきと考える。	このような特殊な金具は, たとえ, 通常の金具と製造者に共通したところがあるとしても, 用途が極めて限定されているし, 流通経路や需要者が異なるように思われるためである。	
	携帯用化粧道具入れ	18	21F01	「携帯用化粧道具入れ」という表示は, より具体的かつ明確な表示に変更すべきである。	「携帯用化粧道具入れ」という表現だと, これが, 一般の女性が持つような携帯用の化粧用ポーチを指すのか, プロが持ち歩くような化粧道具箱をさすのか, 文言上不明確であるためである。	
	「カーテン金具金属代用のプラスチック製締め金具くぎ・くさび・ナット・ねじくぎ・びょう・ホルト・リベット及びキャスター(金属製のものを除く。)座金及びワッシャー(金属製・ゴム製又はハルカンファイバー製の) 手鏡	20	13C01	18類の洋傘金具, 25類の靴くぎ等, げた金具, 26類の靴はとめ等との備考類似をはずすべきと考える。	このような特殊な金具は, たとえ, 通常の金具と製造者に共通したところがあるとしても, 用途が極めて限定されているし, 流通経路や需要者が異なるように思われるためである。	
		20	20A01	「家具」20A01から第20類に新設された20F01の中に入れるべきである。	「手鏡(ハンドミラー)」は「鏡台, 三面鏡台, 姿見台」のように据え置くものではなく, 手で持って使うものなので, 「家具」の範囲に含まれていることに違和感がある。市場では, 「懐中鏡(ポケットミラー)」と「手鏡」を同じ商品を指している場合もあり, また, 両者とも家具屋ではなく主に雑貨店・ファンシーショップなどで販売されていることから, 「懐中鏡」と同じ類似群に含める方がよいと考える。	
	デンタルフロス	21	01C01	化粧用具(「電気式歯ブラシ」を除く。)に移動すべきである。	第10版改定案では, デンタルフロスが, 「歯ブラシに類似と推定する」と新たに定められているが, そもそも, 21F01の範囲に属する商品として(歯ブラシと同等に)扱うことばかり, 製造メーカーも重複する機会が多いと考えられる。	
	脱脂屑糸	23	15A03	「糸」の類似群に含めるべきである。	糸と独立して類似群を設けなければいけない格別の理由があるとは思えない。糸【15A01】と同じでよいと考える。	

「類似商品・役務審査基準」に対する意見

別紙3  
意見提出用の様式

項番	商品・役務品	区分	現行類似群コード	御意見の概要(※必須)	理由(※必須)	資料番号
	浮袋	28	24C01	「浮袋」を「浮袋(運動用具に当たるものに限る。)」とすべきである。	国際分類第9版では「空気注入式の浮き輪おもちゃ」の類似群コードは24A01とされており、これとの差異を明確化する必要があるためである。	
	空気注入式の浮き輪おもちゃ	28	24A01	「空気注入式の浮き輪おもちゃ」を基準上の表示として明示すべきである。	上記「浮袋」との違いを明確化しておく必要があるためである。	
	広告業	35	35A01	「広告」又は「広告の代理」とすべきである。	「広告業」は業種名で、業種名(建設業、金融業など)による役務表示は従来認められておらず、これに不都合も感じていない。他の区分との整合をとるため、「広告」又は「広告の代理」とすべきと考える。	
	コンピュータデータベースへの情報編集	35	35G03 42	「コンピュータデータベースへの情報編集」もあわせて記載するべきである。	「コンピュータデータベースへの情報編集」(Compilation of informatino into comuer databases)と「コンピュータデータベースへの情報構築」(Systemization of informatino into computer databases)は、関連が深く、同一類似群に属することを明確にすべきと考える。	
	新聞記事情報の提供	35	42G99	45類に属するとすべきである。	新聞記事情報の内容は広く、雑多であるため、45類が適当と考える。	
	信書の送達	39	39M01	類似群コードを見直すべきである。	他人のために物(信書)を届けるという意味からは、宅配業との違いは大きくない。宅配業にあたる役務は「鉄道による輸送」(39A01)のように、輸送手段により類似群が付けられている。したがって、「信書の送達」との整合性がとれていないと考えられる。	